

期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。

3 第1項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認められたときに納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、長期履修を認められた者の授業料の取扱いについては、別に定める。

(退学者等の授業料)

第30条 前期又は後期の中途において退学し、又は退学を命ぜられ若しくは除籍された場合においては、別に定める場合を除き、これらの場合のいずれかに該当することとなった日の属する期に係る授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた期間中であっても、当該期間分の授業料を納付しなければならない。

(休学者の授業料)

第31条 前期又は後期の全期間を通じて休学するときは、その期分の授業料を免除する。

2 前期又は後期の期間の全部又は一部の期間を休学する場合の授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

3 休学により授業料を免除された者が前期又は後期の中途において復学した場合には、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額に復学した日の属する月から当該前期又は後期の末日までの月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を乗じて得た額を、復学した日の属する月に納付しなければならない。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第32条 経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

2 前項により、授業料の免除の許可を受けようとする者は、所定の期日までに、事由を具して当該研究科等の長を経て総長に許可を願い出なければならない。

3 授業料の免除を許可する者は、各期ごとに定める。

4 第2項の規定により授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、授業料の全部若しくは一部の免除が許可され、又は不許可とされるまでの間は、授業料の徴収を猶予する。

5 授業料の免除を申請した者が、免除の不許可又は一部免除の許可を告知されたときは、所定の期日までに、納付すべき授業料を納付しなければならない。

6 授業料の免除の許可若しくは第4項の規定による徴収の猶予（以下この項にお

いて「許可等」という。)を受けている学生の当該許可等を受けることとなった事由が消滅したときは、当該許可等を取り消すものとし、当該学生は、所定の期日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

- 7 前各項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(検定料、入学科及び授業料の額)

第33条 本学大学院における検定料及び入学科の額並びに授業料の年額は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 30,000円
- (2) 入学科 282,000円
- (3) 授業料の年額 535,800円 (法科大学院の課程にあっては804,000円)

- 2 法科大学院の課程に係る入学者選抜において、出願書類による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項第1号の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

(検定料等の還付)

第34条 既納の検定料、入学科及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付した者の申出により当該各号に定める額を還付する。

- (1) 法科大学院の課程に係る入学者選抜において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が、第1段階目の選抜で不合格となった場合 前条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額
- (2) 前期に係る授業料を納付したときに後期に係る授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに後期の全期間を通じて休学を願い出た場合又は退学し若しくは退学を命ぜられた場合 後期に係る授業料に相当する額
- (3) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、その年の3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額

第8章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生
(聴講生)

第35条 本学の大学院において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者がある場合は、研究科等において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、聴講生として許可することができる。

- 2 聴講生の受入れについては、北海道大学聴講生規程(平成7年海大達第21号)の定めるところによる。

(科目等履修生)

第36条 本学の大学院において一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする本学大学院の学生以外の者がある場合は、研究科等において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生の受入れについては、北海道大学科目等履修生規程（平成5年海大達第32号）の定めるところによる。

（特別聴講学生）

第37条 本学の大学院において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、研究科等において、特別聴講学生として許可することができる。

2 前項の規定によるもののほか、Hokkaidoユニバーサルキャンパス・イニシアチブにおいて実施するHokkaidoサマー・インスティテュートに係る共通授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、国際連携機構において、特別聴講学生として許可することができる。この場合において、外国の大学の大学院の学生に係る許可については、当該外国の大学との協議に基づかないことができるものとする。

（特別聴講学生の検定料等）

第38条 特別聴講学生に係る検定料及び入学金は、徴収しない。

2 特別聴講学生に係る授業料は、北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程（昭和53年海大達第15号。以下「検定料等規程」という。）の定めるところによる。

3 特別聴講学生に係る授業料は、1単位ごとにこれを納付しなければならない。ただし、特別聴講学生が北海道大学における特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料等の不徴収に関する規程（平成16年海大達第267号。第40条において「不徴収規程」という。）に基づく学生であるときは、授業料を徴収しない。

（特別研究学生）

第39条 本学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、研究科、学院、研究院、連携研究部又は研究所等において、特別研究学生として許可することができる。

（特別研究学生の検定料等）

第40条 特別研究学生に係る検定料及び入学金は、徴収しない。

2 特別研究学生に係る授業料は、検定料等規程の定めるところによる。ただし、特別研究学生が不徴収規程に基づく学生であるときは、授業料を徴収しない。

（特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の還付）

第41条 特別聴講学生及び特別研究学生に係る既納の授業料は、これを還付しない。

(研究生)

第42条 本学の大学院又は研究所等において特定の専門事項について研究しようとする者がある場合は、研究科、研究院、連携研究部又は研究所等において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、研究生として許可することができる。

2 研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成3年海大達第3号）の定めるところによる。

第9章 外国人留学生

第43条 削除

第44条 削除

第45条 削除

第46条 削除

(外国人留学生)

第47条 外国人で第10条又は第11条の規定により、大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科等の教授会の議を経て、外国人留学生（以下「留学生」という。）として、総長が入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可する留学生が、本学と外国の大学との間において締結された大学間交流協定又はその附属書において、検定料、入学料及び授業料が相互に不徴収とされているときは、これらを徴収しない。

3 前項に規定する場合のほか、第1項の規定により入学を許可する留学生について、総長が特に必要と認めた場合には、検定料、入学料及び授業料を徴収しないことができる。

4 第1項の留学生は、定員外とすることができる。

第48条 留学生については、この章で定めるもののほか、この通則の定めるところによる。

第10章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第49条 総長は、学校教育法第105条に規定する特別の課程として本学大学院の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(略)

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 経済学研究科、経済学研究科の現代経済経営専攻及び会計情報専攻、医学研究科、医学研究科の医科学専攻及び医学専攻、歯学研究科、歯学研究科の口腔医学専攻、獣医学研究科並びに獣医学研究科の獣医学専攻は、改正後の第2条及び別

表の規定にかかわらず、平成29年3月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続するものとされた経済学研究科の現代経済経営専攻及び会計情報専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については経済学院において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は経済学院において定めるものとする。
- 4 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成19年海大達第38号）附則第2項の規定により存続するものとされた医学研究科の高次診断治療学専攻及び癌医学専攻並びに第2項の規定により存続するものとされた医学研究科の医科学専攻及び医学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については医学院において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は医学院において定めるものとする。
- 5 第2項の規定により存続するものとされた歯学研究科の口腔医学専攻に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については歯学院において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は歯学院において定めるものとする。
- 6 第2項の規定により存続するものとされた獣医学研究科の獣医学専攻に在学する者（この項において「研究科在学生」という。）に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については獣医学院において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は獣医学院において定めるものとする。ただし、研究科在学生のOne Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラムの実施及び修了の認定に係るものについては、北海道大学大学院One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム運営委員会規程（平成29年海大達第〇号）に定める運営委員会において行うものとし、教育課程、修了の要件その他教育に関し必要な事項は、同委員会において定めるものとする。

別表（第8条関係）

研究科等	専攻	入学定員			収容定員		
		修士課程	博士後期 課程又は 博士課程	専門職 学位課程	修士課程	博士後期 課程又は 博士課程	専門職 学位課程
文学研究科	思想文化学専攻	14	6		28	18	
	歴史地域文化学専攻	28	11		56	33	
	言語文学専攻	29	11		58	33	
	人間システム科学専攻	19	7		38	21	
	計	90	35		180	105	
法学研究科	法学政治学専攻	20	15		40	45	
	法律実務専攻			50			150
	計	20	15	50	40	45	150
情報科学研究科	情報理工学専攻	48	12		96	36	
	情報エレクトロニクス専攻	39	8		78	24	
	生命人間情報科学専攻	33	6		66	18	
	メディアネットワーク専攻	30	8		60	24	
	システム情報科学専攻	27	8		54	24	
	計	177	42		354	126	
水産科学院	海洋生物資源科学専攻	43	17		86	51	
	海洋応用生命科学専攻	47	18		94	54	
	計	90	35		180	105	
環境科学院	環境起学専攻	44	15		88	45	
	地球圏科学専攻	35	14		70	42	
	生物圏科学専攻	52	23		104	69	
	環境物質科学専攻	28	11		56	33	
	計	159	63		318	189	
理学院	数学専攻	46	17		92	51	
	物性物理学専攻	24	10		48	30	
	宇宙理学専攻	20	9		40	27	
	自然史科学専攻	39	20		78	60	
	計	129	56		258	168	
農学院	共生基盤学専攻	40	8		80	24	
	生物資源科学専攻	42	14		84	42	
	応用生物科学専攻	18	6		36	18	
	環境資源学専攻	42	14		84	42	
	計	142	42		284	126	

生命科学学院	生命科学専攻	132	46		264	138	
	臨床薬学専攻		4			16	
	計	132	50		264	154	
教育学院	教育学専攻	45	21		90	63	
国際広報メディア・観光学院	国際広報メディア専攻	27	14		54	42	
	観光創造専攻	15	3		30	9	
	計	42	17		84	51	
保健科学院	保健科学専攻	40	10		80	30	
工学院	応用物理学専攻	33	9		66	27	
	材料科学専攻	39	7		78	21	
	機械宇宙工学専攻	27	5		54	15	
	人間機械システムデザイン専攻	26	5		52	15	
	エネルギー環境システム専攻	26	5		52	15	
	量子理工学専攻	20	5		40	15	
	環境フィールド工学専攻	24	6		48	18	
	北方圏環境政策工学専攻	26	7		52	21	
	建築都市空間デザイン専攻	22	5		44	15	
	空間性能システム専攻	27	5		54	15	
	環境創生工学専攻	28	5		56	15	
	環境循環システム専攻	18	5		36	15	
	共同資源工学専攻	(20)			(40)		
	計	10			20		
	(336)			(672)			
	326	69		652	207		
総合化学院	総合化学専攻	129	38		258	114	
経済学院	現代経済経営専攻	35	8		70	24	
	会計情報専攻			20			40
	計	35	8	20	70	24	40
医学院	医科学専攻	20			40		
	医学専攻		90			360	
	計	20	90		40	360	
歯学院	口腔医学専攻		40			160	
獣医学院	獣医学専攻		16			64	
医理工学院	医理工学専攻	12	5		24	15	
国際感染症学院	感染症学専攻		12			48	

国際食資源学院	国際食資源学専攻	15			30		
公共政策学教育部	公共政策学専攻			30			60
総計		(1, 613)			(3, 226)		
		1, 603	664		3, 206	2, 154	250

備考

()書きの数字は、工学院共同資源工学専攻における九州大学の定員を含んだ数である。

2. 北海道大学大学院法学研究科規程

〔昭和50年5月21日〕
〔海大第17号〕

第1章 総則

第1条 この規程は、国立大学法人北海道大学組織規則（平成16年海大達第31号）第24条第4項の規定に基づき、法学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程等に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条の2 本研究科は、法学及び政治学の最先端の研究を推進するとともに、多角的な研究によって得られた知見に基づき、高等教育、企業法務、ジャーナリズム等の広い分野で活躍する高度な専門性を有する知的職業人、及び、高度な法律知識、幅広い視野、人権感覚と倫理性を備えた実務法曹を養成することを目的とする。

第1章の2 専攻及び課程

第1条の3 本研究科に、次の専攻を置く。

法学政治学専攻

法律実務専攻

第2条 法学政治学専攻の課程は、博士課程とする。

2 法律実務専攻の課程は、法科大学院の課程とし、同専攻を法科大学院とする。

第2章 入学、再入学、転学及び転科

第3条 本研究科に入学できる者は、北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第3号。以下「通則」という。）第3条第1項に規定する法科大学院の課程にあつては通則第10条第1項各号のいずれかに、通則第4条第5項に規定する修士課程（以下「修士課程」という。）にあつては通則第10条第1項第1号から第8号まで及び第10号のいずれかに、通則第4条第5項に規定する博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）にあつては通則第10条第2項各号のいずれかに該当する者とする。

2 前項に規定する者のうち、本研究科の行う選考に合格した者については、教授会（法律実務専攻にあつては、法科大学院教員会議。次条及び第4条の2において同じ。）の議を経て、総長が入学を許可する。

第4条 通則第13条各号に該当する者が本研究科に再入学又は転学を願い出た場合は、選考の上、教授会の議を経て、総長がこれを許可することがある。

第4条の2 通則第13条の2第1号に該当する者が本研究科に転科を願い出た場合は、選考の上、教授会の議を経て、研究科長がこれを許可することがある。

第3章 法学政治学専攻

第1節 授業科目、修了要件、履修方法及び試験

第5条 法学政治学専攻の授業科目及び単位は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に掲げるもののほか、教授会が必要と認めるときは、臨時の授業科目を設けることができる。

第5条の2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

第6条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、36単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、本研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 法学政治学専攻の指導教員が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、他の研究科、学院若しくは教育部の専攻又は学部の授業科目及び北海道大学大学院共通授業科目規程（平成12年海大達第24号）に定める授業科目（次条第4項及び第20条第4項において「共通授業科目」という。）を指定して履修させ、修士課程の単位とすることができる。

第7条 博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、修士課程において36単位以上、博士後期課程において20単位以上をそれぞれ修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学

位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、20単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

- 4 法学政治学専攻の指導教員が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、共通授業科目を指定して履修させ、博士課程の単位とすることができる。

第8条 法学政治学専攻において、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

- 2 長期履修に関し通則第4条の2に定めるもののほか、法学政治学専攻において必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

第9条 法学政治学専攻において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）において学修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、10単位を超えない範囲において、第6条第1項又は第7条第1項の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

- 3 法学政治学専攻において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第9条の2 法学政治学専攻において、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について、法学政治学専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、10単位を超えないもの

とする。

第10条 法学政治学専攻において、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、新たに本研究科に入学した学生が、本研究科に入学する前に北海道大学（以下「本学」という。）若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、修士課程及び博士後期課程を通じて10単位を超えない範囲において、第6条第1項又は第7条第1項の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

第11条 授業科目の単位を修得するには、当該授業科目を履修し、かつ、試験に合格しなければならない。

第12条 授業科目の試験、修士論文及び特定の課題についての研究の成果の成績は、優、良、可及び不可とし、優、良及び可を合格とする。ただし、必要な授業科目にあつては優の上に秀の成績を加え合格とすることができる。

第13条 修士論文及び博士論文並びに特定の課題についての研究の成果は、本研究科の定める期日までに提出しなければならない。

第2節 課程修了の認定

第14条 修士課程及び博士課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、教授会の議を経て、総長がこれを認定する。

第3節 特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

第15条 法学政治学専攻において、特定の授業科目を履修し、単位を取得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 特別聴講学生は、学期又は学年ごとに許可する。

3 第1項の単位の修得については、第11条及び第12条の規定を準用する。

第16条 法学政治学専攻において、研究指導を受けようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。

第17条 削除

第18条 通則第47条の規定による外国人留学生の入学については、教授会の議を経て、総長がこれを許可することがある。

第4章 法律実務専攻

第1節 授業科目、修了要件、履修方法及び試験

第19条 法律実務専攻の授業科目及び単位は、別表第2のとおりとする。

2 別表第2に掲げるもののほか、法科大学院教員会議が必要と認めるときは、臨時の授業科目を設けることができる。

第19条の2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

第20条 法科大学院の課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、94単位以上を修得することとする。

2 法律実務専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると法科大学院教員会議が認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、前項に規定する在学期間については1年間在学し、同項に規定する修了要件単位については、30単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなす単位数は、次条第2項、第21条の2第1項及び第22条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

4 法律実務専攻において、教育上有益と認めるときは、法科大学院教員会議の議を経て、他の専攻、他の研究科、学院又は教育部の専攻の授業科目及び共通授業科目を指定して履修させ、法科大学院の課程の単位とすることができる。

第21条 法律実務専攻において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、30単位を超えない範囲において、前条第1項の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

第21条の2 法律実務専攻において、教育上有益と認めるときは、法科大学院教員会議の議を経て、学生が休学期間中に外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果について、法律実務専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

第22条 法律実務専攻において、教育上有益と認めるときは、法科大学院教員会議の議を経て、新たに本研究科に入学した学生が、本研究科に入学する前に本

学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、法律実務専攻において修得した単位以外のものについては、第21条第2項及び前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲において、第20条第1項の規定により修得すべき単位の一部とすることができる。

第23条 法律実務専攻において、履修登録することができる授業科目の単位数は、原則として第1年次及び第2年次において各36単位以内、第3年次においては44単位以内とする。ただし、法学既修者にあつては、原則として第1年次に36単位以内、第2年次に44単位以内とする。

第24条 授業科目の単位の修得及び試験の成績については、第11条及び第12条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、秀、優、良、可及び不可の評価によらずに、合格及び不合格の判定により評価することができる。

第25条 法律実務専攻において、1年以上在学し28単位以上を修得し、かつ本研究科が別に定める要件を満たした者は、これを第2年次に進級させる。

2 第2年次に進級後1年以上在学し第1年次及び第2年次を通じて56単位以上（別表2に掲げる基礎プログラムの区分に係る授業科目のうちから28単位以上を含む。）を修得し、かつ本研究科が別に定める要件を満たした者は、法学既修者を除き、これを第3年次に進級させる。

第2節 課程修了の認定

第26条 法科大学院の課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、法科大学院教員会議の議を経て、総長がこれを認定する。

（略）

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 平成28年3月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に本学大学院に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第25条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1 (第 5 条関係)

法学政治学専攻

修士課程

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
○司法制度論	2	○行政法学特殊演習	[2]
○行政訴訟論	2	○行政法学特殊講義	[2]
○環境法	2	○民法学特殊演習	[2]
○情報法	2	○民法学特殊講義	[2]
○租税法 I	2	○商法学特殊演習	[2]
○租税法 II	2	○商法学特殊講義	[2]
○地方自治法	2	○民事手続法学特殊演習	[2]
○現代取引民法	2	○民事手続法学特殊講義	[2]
○現代生活民法	2	○知的財産法学特殊演習	[2]
○現代金融法	2	○知的財産法学特殊講義	[2]
○現代企業法 I	2	○刑法学特殊演習	[2]
○現代企業法 II	2	○刑法学特殊講義	[2]
○現代保険法論	2	○刑事手続法学特殊演習	[2]
○現代倒産・執行法 I	2	○刑事手続法学特殊講義	[2]
○現代倒産・執行法 II	2	○労働法学特殊演習	[2]
○現代知的財産法 I	2	○労働法学特殊講義	[2]
○現代知的財産法 II	2	○社会保障法学特殊演習	[2]
○現代刑事法論	2	○社会保障法学特殊講義	[2]
○刑事司法論	2	○経済法学特殊演習	[2]
○現代労働法政策	2	○経済法学特殊講義	[2]
○福祉法政策学	2	○行政学特殊演習	[2]
○現代経済法 I	2	○行政学特殊講義	[2]
○現代経済法 II	2	現代法政論特殊演習	[2]
○政策過程論	2	現代法政論特殊講義	[2]
○政策評価論	2	法政理論特殊演習	[2]
○行政マネージメント I	2	法政理論特殊講義	[2]
○行政マネージメント II	2	○立法過程論	2
現代法政論	[2]	○私法秩序論	2
○憲法学特殊演習	[2]	○現代刑事法	2
○憲法学特殊講義	[2]	○法思想史	2

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
○現代法哲学	2	○国際人権法	2
○現代法社会論	2	○国際組織法	2
○現代法理論	2	○国際環境法	2
○法と経済学	2	○比較私法制度論	2
○法情報学	2	○比較民法理論	2
○フェミニズム法学	2	○国際経済法	2
○日本法史	2	○現代法思想	2
○西洋法史	2	○比較法文化論	2
○ローマ法	2	○英米法	2
○公共哲学	2	○ヨーロッパ法	2
○現代日本政治外交論	2	○アジア法	2
○アジア政治外交論 I	2	○涉外取引	2
○アジア政治外交論 II	2	○現代政治分析	2
○現代ヨーロッパ政治外交論	2	○福祉社会政策論	2
○現代アメリカ政治外交論	2	○比較政府間関係論	2
○現代日本政治思想	2	○外交安全保障論	2
○現代欧米政治思想	2	○国際政治経済論	2
基礎法政論	[2]	比較法政論	[2]
○法哲学特殊演習	[2]	○国際法学特殊演習	[2]
○法哲学特殊講義	[2]	○国際法学特殊講義	[2]
○法社会学特殊演習	[2]	○国際私法学特殊演習	[2]
○法と経済学特殊演習	[2]	○国際私法学特殊講義	[2]
○法史学特殊演習	[2]	○比較法学特殊演習	[2]
○法史学特殊講義	[2]	○比較法学特殊講義	[2]
○政治学特殊演習	[2]	○比較政治学特殊演習	[2]
○政治学特殊講義	[2]	○比較政治学特殊講義	[2]
○政治史学特殊演習	[2]	○国際政治学特殊演習	[2]
○政治史学特殊講義	[2]	○国際政治学特殊講義	[2]
○政治思想史学特殊演習	[2]	比較法政論特殊演習	[2]
○政治思想史学特殊講義	[2]	比較法政論特殊講義	[2]
基礎法政論特殊演習	[2]		
基礎法政論特殊講義	[2]		

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
公法総合演習Ⅰ	[2]	法理論総合演習Ⅰ	[2]
公法総合演習Ⅱ	[1]	法理論総合演習Ⅱ	[1]
民法法総合演習Ⅰ	[2]	法文化総合演習Ⅰ	[2]
民法法総合演習Ⅱ	[1]	法文化総合演習Ⅱ	[1]
私法論総合演習Ⅰ	[2]	政治学総合演習Ⅰ	[2]
私法論総合演習Ⅱ	[1]	政治学総合演習Ⅱ	[1]
知的財産法総合演習Ⅰ	[2]	法政理論総合演習Ⅰ	[2]
知的財産法総合演習Ⅱ	[1]	法政理論総合演習Ⅱ	[1]
刑事法総合演習Ⅰ	[2]	外国語特殊演習Ⅰ	[2]
刑事法総合演習Ⅱ	[1]	外国語特殊演習Ⅱ	[2]
社会法総合演習Ⅰ	[2]	法政理論応用演習	[2]
社会法総合演習Ⅱ	[1]	論文指導Ⅰ	4
経済法総合演習Ⅰ	[2]	論文指導Ⅱ	2
経済法総合演習Ⅱ	[1]		

注 単位欄中の数字に [] のつけてある授業科目は、複数の講義題目により行われ、それぞれ一の授業科目として履修することができる。

博士後期課程

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
憲法学特別研究	[2]	外国語特別研究Ⅰ	[2]
行政法学特別研究	[2]	外国語特別研究Ⅱ	[2]
国際法学特別研究	[2]	公法総合研究Ⅰ	[2]
民法学特別研究	[2]	公法総合研究Ⅱ	[1]
商法学特別研究	[2]	民法法総合研究Ⅰ	[2]
民事手続法学特別研究	[2]	民法法総合研究Ⅱ	[1]
知的財産法学特別研究	[2]	私法論総合研究Ⅰ	[2]
国際私法学特別研究	[2]	私法論総合研究Ⅱ	[1]
刑法学特別研究	[2]	知的財産法総合研究Ⅰ	[2]
刑事手続法学特別研究	[2]	知的財産法総合研究Ⅱ	[1]
労働法学特別研究	[2]	刑事法総合研究Ⅰ	[2]
社会保障法学特別研究	[2]	刑事法総合研究Ⅱ	[1]
経済法学特別研究	[2]	社会法総合研究Ⅰ	[2]
法哲学特別研究	[2]	社会法総合研究Ⅱ	[1]
法社会学特別研究	[2]	経済法総合研究Ⅰ	[2]
法と経済学特別研究	[2]	経済法総合研究Ⅱ	[1]
比較法学特別研究	[2]	法理論総合研究Ⅰ	[2]
法史学特別研究	[2]	法理論総合研究Ⅱ	[1]
政治学特別研究	[2]	法文化総合研究Ⅰ	[2]
比較政治学特別研究	[2]	法文化総合研究Ⅱ	[1]
行政学特別研究	[2]	政治学総合研究Ⅰ	[2]
国際政治学特別研究	[2]	政治学総合研究Ⅱ	[1]
政治史学特別研究	[2]	法政理論総合研究Ⅰ	[2]
政治思想史学特別研究	[2]	法政理論総合研究Ⅱ	[1]
現代法政論特別研究	[2]	法政理論応用研究	[2]
基礎法政論特別研究	[2]	論文指導	8
比較法政論特別研究	[2]		
法政理論特別研究	[2]		

注 単位欄中の数字に [] のつけてある授業科目は、複数の講義題目により
行われ、それぞれ一の授業科目として履修することができる。

別表第2（第19条関係）

法律実務専攻

法科大学院の課程

区分	授 業 科 目	単位	備 考	
基礎 プログラム	憲法Ⅰ	2	14科目以上を選択し、 28単位以上を修得す ること。（法学既修 者を除く。）	1 憲法，行政 法及び公法事 例問題研究に 係る授業科目 から8単位以上 修得すること。 2 民法，商法， 民事訴訟法， 民事法事例問 題研究及び商 事法事例問題 研究に係る授 業科目から民 法Ⅳまたは現 代家族法を含 み24単位以上 を修得するこ と。
	憲法Ⅱ	1		
	行政法Ⅰ	2		
	行政法Ⅱ	1		
	民法Ⅰ	3		
	民法Ⅱ	3		
	民法Ⅲ	2		
	民法Ⅳ	2		
	商法Ⅰ	2		
	商法Ⅱ	2		
	商法Ⅲ	2		
	民事訴訟法Ⅰ	2		
	民事訴訟法Ⅱ	1		
	刑法Ⅰ	2		
	刑法Ⅱ	2		
刑事訴訟法Ⅰ	2			
刑事訴訟法Ⅱ	1			
民事法基礎ゼミ	1			
深 化 プ ロ グ ラ ム	公法事例問題研究Ⅰ	2	事例問題研究に係る授 業科目から，20単位以 上を修得すること。	3 刑法，刑事 訴訟法及び刑 事法事例問題 研究に係る授 業科目から10 単位以上を修 得すること。 4 第1項から 前項までの規 定は法学既修 者には適用し ない。
	公法事例問題研究Ⅱ	2		
	公法事例問題研究Ⅲ	2		
	民事法事例問題研究Ⅰ	2		
	民事法事例問題研究Ⅱ	2		
	民事法事例問題研究Ⅲ	2		
	民事法事例問題研究Ⅳ	2		
	商事法事例問題研究Ⅰ	2		
	商事法事例問題研究Ⅱ	2		
	刑事法事例問題研究Ⅰ	2		
	刑事法事例問題研究Ⅱ	2		
	刑事法事例問題研究Ⅲ	2		
現代家族法	2			

法 実 務 基 礎 プ ロ グ ラ ム	法曹倫理Ⅰ	2	2単位以上を修得すること。	エクスターン シップの単位 は、進級に必要 な単位数に 算入すること ができない。
	法曹倫理Ⅱ	2		
	民事実務演習A	2	2単位を修得すること。	
	民事実務演習B	2	4単位以上を修得すること。	
	刑事実務演習A	2		
	刑事実務演習B	2		
	刑事実務演習C	2		
	ローヤリング＝クリニックA	2	4単位以上を修得すること。	
ローヤリング＝クリニックB	2			
公法実務演習	2			
法情報学	2			
エクスターンシップ	1			
先 端 ・ 発 展 プ ロ グ ラ ム	先 端 ビ ジ ネ ス 部 門	現代企業法Ⅰ	2	一つの部門を選択し、当該部門、部門 共通及び共通科目に係る授業科目から 10単位以上を含む合計12単位以上を修 得すること。
		現代企業法Ⅱ	2	
		現代取引民法	2	
		現代倒産・執行法A	2	
		現代倒産・執行法B	2	
		現代倒産・執行法C	2	
		知的財産法A	2	
		知的財産法B	2	
		現代知的財産法A	2	
		現代知的財産法B	2	
		現代知的財産法C	2	
		現代知的財産法D	2	
		経済法A	2	
		経済法B	2	
		現代経済法A	2	
		現代経済法B	2	
		租税法A	2	
		租税法B	2	
	企業法務	2		
部門 共通	フィールドワーク	1		

先端・発展プログラム	生活関連部門	現代生活民法	2	
		環境法	2	
		情報法	2	
		地方自治法	2	
		労働法A	2	
		労働法B	2	
		労働法特論	2	
		社会保障法A	2	
		社会保障法B	2	
		環境法特論	2	
	医療訴訟	2		
	共通科目	立法過程論	2	
		司法制度論	2	
		国際法A	2	
		国際法B	2	
		国際取引法	2	
		国際人権法	2	
		国際私法	4	
		研究論文	2	
学際プログラム		現代法哲学	2	4単位以上を修得すること。
	現代法社会論	2		
	現代法理論	2		
	日本法史	2		
	西洋法史	2		
	ローマ法	2		
	法と経済学	2		
	英米法	2		
	ヨーロッパ法	2		
	アジア法	2		
	比較法文化論	2		
	政策分析	2		
	政治過程論	2		
	国際公共政策学	2		
比較政府間関係論	2			

3. 北海道大学学位規程

昭和33年9月10日
海大達第12号

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、北海道大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、北海道大学通則(平成7年海大達第2号)及び北海道大学大学院通則(昭和29年海大達第3号。以下「大学院通則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学士、修士及び博士の学位には、別表第1に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(専門職学位課程を修了した者に授与する学位)

第2条の2 大学院通則第3条に規定する専門職学位課程を修了した者に授与する専門職学位は、別表第1に定めるところとする。

(大学院の課程による者の学位論文等の提出)

第3条 本学大学院の修士課程による者が学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとするときは、当該学位論文又は特定の課題についての研究の成果を、研究科又は学院(以下「研究科等」という。)の長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程による者が学位論文の審査を受けようとするときは、当該学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を研究科等の長に提出しなければならない。

(論文提出による博士の学位授与の申請)

第4条 大学院通則第25条第2項の規定による博士の学位の授与を申請しようとする者は、第18条の規定による学位申請書に、学位論文、論文目録、履歴書及び論文審査手数料を添え、総長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学してから1年以内に学位論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

3 論文審査手数料の額は、北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程(昭和53年海大達第15号)の定めるところによる。

4 既納の論文審査手数料は還付しない。

(学位論文及び資料)

第5条 第3条又は前条第1項若しくは第2項の規定により提出する学位論文は、一篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

3 第3条第1項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究の成果並びに同条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により提出された学位論文は、返還しない。

(学位の授与に係る審査等)

第6条 学位論文の提出があったときは、第3条第2項の場合にあつては研究科等の長が、第4条第1項又は第2項の場合にあつては、第2条に規定する専攻分野の名称に応じて総長が、当該研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。）に、学位論文の審査、試験及び試問（第3条第2項の場合にあつては審査及び試験。以下同じ。）（以下「審査等」という。）を付託する。

2 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学術について行う。

3 試問は、第4条第1項又は第2項の規定により学位論文を提出した者に対し、口答試問及び筆答試問により行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、研究科等の教授会の定めるところによる。

4 大学院通則第25条第2項ただし書の規定により、試問を免除することができるのは、第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから研究科等の教授会が定める年限内に学位論文を提出したときとする。

5 大学院通則第25条第2項ただし書に規定する試問以外の方法とは、学位の授与を申請する者の経歴及び学位論文以外の業績の審査とし、当該審査は、研究科等の教授会が特に認めたときに行うことができる。

6 第3条第1項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関する事項は、各研究科等の長が別に定める。

7 大学院通則第22条第2項に規定する試験及び審査に関する事項は、各研究科等の長が別に定める。

（審査委員）

第7条 研究科等の教授会は、当該研究科等の研究指導を担当する教授（客員教授及び特任教授を含む。）のうちから3名以上の審査委員を選定して、前条第1項の審査等を行う。

2 前項の研究科等の教授会は、審査等のため必要があると認めるときは、次に掲げる者を前項の審査委員の一部の者として充てることができる。

(1) 当該研究科等の研究指導を担当する准教授、講師又は助教（客員准教授並びに特任准教授、特任講師及び特任助教を含む。）

(2) 他の研究科等の研究指導を担当する教授、准教授、講師又は助教

(3) 他の大学若しくは外国の大学の大学院又は研究所等の教員等

3 前2項の規定により審査委員に選定された者のほか、第1項の研究科等の教授会は、審査等のため必要があると認めるときは、同項に規定する教授又は前項第1号に規定する准教授と同等の能力を有すると認める者を審査委員に加えることができる。

第8条 削除

（審査期間）

第9条 審査委員は、第3条第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により学位論文が提出された日から1年以内に、審査等を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科等の教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

（審査委員の報告）

第10条 審査委員は、審査等を終了したときは、ただちにその結果を当該研究科等の教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議)

- 第11条 研究科等の教授会は、前条の報告に基づき、第3条第2項の規定により学位論文を提出した者にあつては、課程の修了の可否について、第4条第1項又は第2項の規定により学位論文を提出した者にあつては、学位の授与の可否について審議する。
- 2 前項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
 - 3 海外出張中、休職期間中その他当該研究科等の教授会が特に認めた事由のため出席することができない構成員は、前項に規定する定足数算定の基礎数に算入しない。
 - 4 第1項に規定する事項に係る議事は、出席構成員の3分の2以上で決するものとする。
 - 5 卒業の可否については学部の教授会(現代日本学プログラム課程にあつては、現代日本学プログラム課程運営委員会。次条第2項及び第16条において同じ。)が、修士課程の修了の可否については研究科等の教授会が、専門職学位課程の修了の可否については当該課程を置く研究科又は教育部の教授会が審議する。
 - 6 前項の教授会の定足数及び議決の方法は、各学部、各研究科等又は教育部の長(現代日本学プログラム課程にあつては、現代日本学プログラム課程長。次条第2項において同じ。)が別に定める。

(報告)

- 第12条 前条第1項の規定に基づき、学位の授与の可否について審議する研究科等の教授会が、同条第4項の議決をしたときは、当該研究科等の長は、学位論文とともに学位論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績を総長に報告しなければならない。
- 2 前条第1項又は第5項の規定に基づき、学部、研究科等又は教育部の教授会が卒業又は修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程の修了の可否について議決したときは、当該学部、研究科等又は教育部の長は、可とした者を総長に報告しなければならない。
 - 3 前項の博士課程の修了の認定をした者を報告するに際しては、当該者の学位論文、学位論文の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨を併せて報告しなければならない。

(学位の授与)

- 第13条 総長は、前条第1項の報告に基づき、大学院通則第25条第2項の規定による博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。
- 2 総長は、前条第2項の報告に基づき、卒業を認定又は修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程の修了を認定した者に対し、学位記を授与する。

(学位論文要旨等の公表)

- 第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

- 第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学

位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があるときは、当該研究科等の教授会の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定により学位論文の内容を要約したものを公表した者は、当該やむを得ない事由がなくなったときは、学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。
- 4 前3項の規定により学位論文の全文又はその内容を要約したものを公表する場合には、北海道大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第16条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、学部、研究科等又は教育部の教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 学部、研究科等又は教育部の教授会において前項の議決をするには、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。

(財産上の利益等の受領の禁止)

第16条の2 第7条に規定する審査委員は、審査等の対象となる者から供応接待又は金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。その職を退いた後にあつては、通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(登録)

第17条 本学において博士の学位を授与したときは、総長は、文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(学位記及び書類の様式等)

第18条 学位記の様式並びに学位申請書関係書類の様式及びその提出部数は、別表第2のとおりとする。

(略)

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則(平成29年海大達第〇号)附則第2項に規定する経済学研究科、医学研究科、歯学研究科及び獣医学研究科に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、経済学研究科の修士及び博士の学位にあつては経済学又は経営学とし、医学研究科の修士の学位にあつては医科学とし、医学研究科の博士の学位にあつては医学とし、歯学研究科にあつては歯学とし、獣医学研究科にあつては獣医学とする。
- 3 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則(平成29年海大達第〇号)附則第2項に規定する経済学研究科の会計情報専攻に在学し、所定の課程を修了した者の専門職学位の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、会計修士(専門職)とする。
- 4 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則(平成29年海大達第〇号)附則第2項に規定する獣医学研究科に在学する者(以下この項において「在学者」という。)

及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者が、北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成29年海大達第〇号）附則第6項に規定するOne Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラムを修了した場合の学位記の様式は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条，第2条の2関係）

1 学士

学部等	専攻分野の名称
文学部	文学
教育学部	教育学
法学部	法学
経済学部	経済学 経営学
理学部	理学
医学部	医学 看護学 保健学
歯学部	歯学
薬学部	薬科学 薬学
工学部	工学
農学部	農学
獣医学部	獣医学
水産学部	水産学
現代日本学プログラム課程	学術

備考 専攻分野の名称中「経済学」は経済学部経済学科の卒業者の学位に、「経営学」は経済学部経営学科の卒業者の学位に、「医学」は医学部医学科の卒業者の学位に、「看護学」及び「保健学」は医学部保健学科の卒業者の学位に、「薬科学」は薬学部薬科学科の卒業者の学位に、「薬学」は薬学部薬学科の卒業者の学位に付記する。

2 修士及び博士

研究科及び学院	専攻分野の名称	
	修士	博士
文学研究科	文学 学術	文学 学術
法学研究科	法学	法学
情報科学研究科	工学 情報科学	工学 情報科学
水産科学院	水産科学	水産科学
環境科学院	環境科学	環境科学
理学院	理学	理学
農学院	農学	農学
生命科学院	生命科学 薬科学	生命科学 薬科学 臨床薬学
教育学院	教育学	教育学
国際広報メディア・ 観光学院	国際広報メディア 学術 観光学	国際広報メディア 学術 観光学
保健科学院	保健科学 看護学	保健科学 看護学
工学院	工学	工学
総合化学院	総合化学	理学 工学 総合化学
経済学院	経済学 経営学	経済学 経営学
医学院	医科学 公衆衛生学	医学
歯学院	—	歯学
獣医学院	—	獣医学
医理工学院	医理工学	医理工学
国際感染症学院	—	感染症学 獣医学
国際食資源学院	食資源学	—

備考 一の研究科等において専攻分野の名称を複数掲げている場合、当該名称を付記する対象者の範囲は、当該研究科等が別に定める。

3 専門職学位

研究科，学院及び教育部	学位
法学研究科	法務博士（専門職）
経済学院	会計修士（専門職）
公共政策学教育部	公共政策学修士（専門職）

別表第2（第18条関係）

1 本学を卒業した場合の学位記の様式

(1) 本学（共同獣医学課程及び現代日本学プログラム課程を除く。）を卒業した場合の学位記の様式

<p style="margin: 0;">学 位 記</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">本籍（都道府県名）</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">氏 名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="margin: 0;">本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（〇〇）の学位を授与する</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">大学の印 北海道大学</p> <p style="margin: 0;">第 号</p>	
---	--

備考 「〇〇学科」は、法学部にあつては「法学課程」とする。

(2) 共同獣医学課程を卒業した場合の学位記の様式

学 位 記	
	本籍（都道府県名）
	氏 名
	年 月 日生
北海道大学獣医学部及び帯広畜産大学畜産学部の共同獣医学課程所定の課程を 修め卒業したので学士（獣医学）の学位を授与する	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
大学の印	帯広畜産大学
第 号	

(3) 現代日本学プログラム課程を卒業した場合の学位記の様式

学 位 記	
	国籍
	氏 名
	年 月 日生
本学現代日本学プログラム課程所定の課程を修め本学を卒業したので学士（学 術）の学位を授与する	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
第 号	

2 修士課程を修了した場合の学位記の様式

(1) 修士課程（共同資源工学専攻を除く。）を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
	本籍（都道府県名）
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科（又は〇〇学院）〇〇専攻の修士課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
第 号	

(2) 共同資源工学専攻を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
	本籍（都道府県名）
	氏 名
	年 月 日生
北海道大学大学院工学院及び九州大学大学院工学府の共同資源工学専攻の修士課程を修了したので修士（工学）の学位を授与する	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
大学の印	九州大学
第 号	

3 博士課程を修了した場合の学位記の様式

- (1) 博士課程(文部科学省が所管する博士課程教育リーディングプログラムにより採択された学位プログラム(次号において「リーディングプログラム」という。))及び大学院通則第24条の5に規定する外国の大学の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラム(第3号において「コチューレルプログラム」という。)を除く。)を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
	本籍(都道府県名)
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科(又は〇〇学院) 〇〇専攻の博士課程を修了したので博士(〇〇)の学位を授与する	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
第 号	

- (2) リーディングプログラムを修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
	本籍(都道府県名)
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇学院 〇〇専攻の博士課程(〇〇プログラム)を修了したので博士(〇〇)の学位を授与する	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
第 号	

備考 学位記に付記するリーディングプログラムの名称(〇〇プログラム)は、総長が別に定める。

(3) コミュニティプログラムを修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
本籍（都道府県名）	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科（又は〇〇学院）〇〇専攻の博士課程を修了したので博士（〇〇）の学位を授与する	
博士課程修了に必要な研究指導は〇〇大学と共同で実施したものである	
年 月 日	
大学の印	北海道大学
第 号	

4 専門職学位課程を修了した場合の学位記の様式

(1) 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
本籍（都道府県名）	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇学院（又は〇〇教育部）〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので〇〇修士（専門職）の学位を授与する	
年 月 日	
大学の印	北海道大学
第 号	

(2) 法科大学院の課程を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
本籍（都道府県名）	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院法学研究科法律実務専攻の法科大学院の課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する	
年 月 日	
大学の印	北海道大学
第 号	

5 論文提出による場合の学位記の様式

学 位 記	
本籍（都道府県名）	
氏 名	
年 月 日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験並びに試問に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する	
年 月 日	
大学の印	北海道大学
第 号	

6 学位申請書関係書類の様式

(1) 学位申請書の様式

学 位 申 請 書	
貴学学位規程第4条○項の規定により学位論文、論文目録、履歴書及び論文審査手数料 円を添え博士(○○)の学位の授与を申請します。	
年 月 日	氏 名(自著)
北海道大学総長 殿	

備考 () には、別表第1の博士に係る専攻分野の名称を記載すること。

(2) 学位申請書に添付する書類の様式

イ 論文目録の様式

論 文 目 録	
学位論文	
1 題 目	
2 印刷公表の方法及び時期	
3 冊 数	
参考論文	
1 題 目	
2 冊 数	
年 月 日	
学位申請者 氏 名(自著)	

- 備考 1 論文題目が外国語の場合には、和訳を付すること。
2 学位論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定を記載すること。
3 参考論文が2種以上あるときは、列記すること。

ロ 履歴書の様式

履 歴 書			
本 籍 所			氏 名
現 住 所			年 月 日生
学 歴			
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
職 歴			
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
研究歴			
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。			
年	月	日	
			氏 名 (自著)

備考 学歴は、旧制中学校又は新制高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。

7 学位申請関係書類の提出部数

- (1) 学位申請書正副2通
- (2) 学位論文(参考論文を含む)正副2通
- (3) 論文目録2通
- (4) 履歴書2通

備考 参考論文が2冊以上あるときは、現物に番号を付すること。

8 その他

学位申請書関係書類の様式については、縦書きも可とする。

4. 北海道大学学位規程の運用に関する細則

平成4年3月18日
制 定

(趣旨)

第1条 この細則は、北海道大学学位規程（昭和33年海大達第12号。以下「学位規程」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の授与日)

第2条 学位を授与する日は、次のとおりとする。

- (1) 3月25日
 - (2) 3月31日（学士の学位に限る。）
 - (3) 6月30日
 - (4) 9月25日
 - (5) 12月25日
- 2 前項第1号に掲げる日が金曜日、土曜日又は日曜日の場合は、直前の木曜日とする。
- 3 第1項第2号及び第3号に掲げる日が土曜日又は日曜日の場合は、直前の金曜日とする。
- 4 第1項第4号及び第5号に掲げる日が土曜日の場合は、直前の金曜日とし、日曜日の場合は、直後の月曜日とする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、学士及び修士の学位を授与する日について特別な事情がある場合には、総長が別に定める日に学位を授与することができる。

(論文博士の学位授与申請に必要な研究歴)

第3条 北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第3号。以下「通則」という。）

第25条第2項に規定する論文提出による博士（以下「論文博士」という。）の学位の授与を申請できる者は、次に掲げる研究歴を有するものとする。

- (1) 通則第10条第1項各号及び第11条各号に定める者にあつては、通則第4条第1項の規定による標準修業年限以上で、研究科又は学院（以下「研究科等」という。）が必要と認める期間とする。ただし、専攻分野の名称が医学にあつては、「通則第4条第1項の規定による標準修業年限以上」とあるのは、「5年以上（臨床医学においては6年以上）」とする。
 - (2) 前号以外の者にあつては、研究科等が相当と認める期間とする。
- 2 前項の研究歴とは、次に掲げる経歴をいう。
- (1) 大学の専攻科に学生として在学した期間
 - (2) 大学院に学生として在学した期間
 - (3) 大学又は大学院に研究生として在学した期間

- (4) 大学に常勤の職員（常勤の職員に準ずる勤務形態の非常勤職員を含む。以下同じ。）として研究に従事した期間
- (5) 研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）が適当と認める研究機関において常勤の職員として研究に従事した期間
- (6) 研究科等の教授会が前各号に掲げるものと同等以上と認める研究に従事した期間

（論文博士の学位授与申請の手続）

第4条 論文博士の学位の授与申請は，専攻分野の名称に応じた当該研究科等の長を経由するものとする。

（論文博士の学位論文）

第5条 論文博士の学位論文は，単著とする。ただし，研究科等の教授会が認めるときは，共著とすることができる。

- 2 前項ただし書による学位論文は，学位の授与を申請する者が共著者と共同して行った研究において主要な役割を果たし，かつ，その成果が当該論文の核心をなしていることが明確なものであり，また，申請に当たっては，当該共著者の承諾書（当該論文を当該共著者が学位論文として使用しないことを含む。）を添付するものとする。

（学位論文の審査等）

第6条 学位規程第6条第1項の規定により，総長から審査等の付託があったときは，研究科等の教授会は学位の授与を申請した者に論文内容の要旨を提出させるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか，審査等の実施に関する取扱いについては，研究科等の教授会の定めるところによる。

（審査委員の主査等）

第7条 研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）は，学位規程第7条第1項の規定により選定した審査委員のうちから1名を主査として選定する。ただし，研究科等の教授会において必要があると認めたときは，学位規程第7条第2項第1号に規定する准教授を主査として選定することができる。

- 2 研究科等の教授会は，試験及び試問（学位規程第3条第2項の場合にあつては試験）を行うに当たり，必要と認める場合には，同規程第7条の規定による審査委員のほか，関連科目担当の教授，准教授，講師又は助教（客員教授及び客員准教授並びに特任教授，特任准教授，特任講師及び特任助教を含む。）を加えることができる。

(学位記に付記するリーディングプログラムの名称)

第8条 学位規程別表第2の3(2)備考の規定により学位記に付記するリーディングプログラムの名称は、次のとおりとする。

リーディングプログラムの名称	研究科等
One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム	獣医学院 国際感染症学院
One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム 人獣共通感染症対策専門家養成コース	
One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム ケミカルハザード対策専門家養成コース	
物質科学フロンティアを開拓するAmbitiousリーダー育成プログラム	環境科学院 理学院 生命科学院 工学院 総合化学院

(略)

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則(平成29年海大達第〇号)附則第2項に規定する獣医学研究科に在学する者に学位を授与する場合の学位記に付記するリーディングプログラムの名称については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。